



写

答申第499号  
平成27年7月6日

神戸市水道事業管理者 見通孝様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成27年7月6日付け水事業第356号により諮問がありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

兵庫区における空家実態調査のための水道使用者情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関する)

- 1 兵庫区内において、適切な管理が行われていない空家等を把握するために、水道使用者情報を水道局事業部業務課から兵庫区まちづくり推進部まちづくり課へ提供することは、公益に資するものであると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。
- 3 他の実施機関において同様の取組みを実施する場合は、今回の答申の範囲内の実施内容と情報項目に該当する場合に限り、当審議会の意見を求める必要はないものとする。なお、運用に当たり、本件類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、あらためて当審議会の意見を求ること。

兵庫区における空家実態調査のための水道使用者情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【水道使用者情報】

空家調査を効率的かつ正確に行うために必要な下記情報:

兵庫区内に存する、業態が（家事用\*・店舗付住宅\*・共用家事用\*）かつ、水道閉栓中の水道使用者に係る下記の情報

- ・ 水栓所在地（建物名および部屋番号を含む）
- ・ 水栓番号（給・配水管管理図と突合するために活用する）
- ・ 閉栓日（空家となった時期を把握するために活用する）

※語句説明（業態及び使用状態）

- ・ 家事用 : 住宅で生活用水として使用するもの
- ・ 店舗付住宅 : 店舗付住宅で生活用水にのみ使用するもの  
(店舗に給水装置があっても、給水栓が1栓程度であり、生活用水にのみ使用するものを含む)
- ・ 共用家事用 : 住宅において生活用水として2戸以上で共用するもの

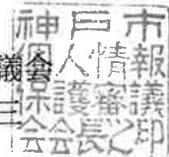


写

答申第500号  
平成27年7月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成27年7月6日付け神戸市個人情報保護審議会より質問がありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

兵庫区における空家実態調査のための水道使用者情報の  
電子計算機処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

- 1 兵庫区内において、適切な管理が行われていない空家等を調査し、その結果を今後の空家対策を検討するための基礎資料とするため、電子計算機処理をすることは不可欠であり、公益に資するものと認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。
- 3 他の実施機関において同様の取組みを実施する場合は、今回の答申の範囲内の実施内容と情報項目に該当する場合に限り、当審議会の意見を求める必要はないものとする。なお、運用に当たり、本件類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、あらためて当審議会の意見を求ること。

兵庫区における空家実態調査のための水道使用者情報  
の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【水道使用者情報】

空家調査を効率的かつ正確に行うために必要な下記情報：

兵庫区内に存する、業態が（家事用\*・店舗付住宅\*・共用家事用\*）かつ、水道閉栓中の水道使用者に係る下記の情報

- ・ 水栓所在地（建物名および部屋番号を含む）
- ・ 水栓番号（給・配水管管理図と突合するために活用する）
- ・ 閉栓日（空家となった時期を把握するために活用する）

※語句説明（業態及び使用状態）

- ・ 家事用 : 住宅で生活用水として使用するもの
- ・ 店舗付住宅 : 店舗付住宅で生活用水にのみ使用するもの  
(店舗に給水装置があっても、給水栓が 1 栓程度であり、  
生活用水にのみ使用するものを含む)
- ・ 共用家事用 : 住宅において生活用水として 2 戸以上で共用するもの